

鹿 陵 会 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は鹿陵会と称する。

第 2 条 事務局を姫路市飾磨区妻鹿 6 7 2 姫路市立飾磨高等学校内に置く。

第 3 条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 会員相互の親睦と教養の向上
- 2) 会員名簿の整備、会報誌の発行、ホームページの作成と編集
- 3) 母校に対して協力と支援
- 4) その他、本会の目的の達成に必要な諸事業

第 2 章 会 員

第 5 条 本会は下記会員をもって組織する。

- 1) 正会員 姫路市立飾磨高等学校卒業生及び併設中学校並びに飾磨高等女
学校卒業生。但し、中途転退学者も本人が希望し、幹事会の承認
を経て会員になることができる。
- 2) 準会員 姫路市立飾磨高等学校在学学生
- 3) 特別会員 本校職員及び旧職員

第 6 条 会員は氏名・住所等異動のある場合は、すみやかに事務局に通知しなければならない。

第3章 役員

第7条 本会は次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|-----------------------|-----|
| 1) 会 長 | 1名 | 2) 副会長 | 2名 |
| 3) 幹事長 | 1名 | 4) 副幹事長 | 2名 |
| 5) 常任幹事 | 若干名 | 6) 学内幹事（会員で、本校に勤務） | 若干名 |
| 7) 事務局長 | 1名 | 8) 会 計 | 1名 |
| 9) 監 査 | 2名 | 10) 顧問（1名は飾磨高等学校長とする） | 若干名 |

第8条 役員の職責

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 幹事長は幹事を総括し、会の運営にあたる。
- 4) 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長事故あるときはその職務を代行する。
- 5) 常任幹事は、幹事の代表として会に参画する。
- 6) 事務局長及び会計は本会全般の事務及び会計処理を行う。
- 7) 監事は本会の会計事務監査を行う。
- 8) 顧問は会長の諮問に応じる。

第9条 役員は次の方法で選出する。

- 1) 会長は幹事会において会員の中より互選或は推薦による。
- 2) 幹事長、副会長、副幹事長、事務局長、会計、常任幹事、監事は幹事会において選出し、会長が委嘱する。

3) 学内幹事は現当校職員とする。

4) 顧問は会長が依頼する。

第10条 役員は2年任期とし再任を妨げない。但し会長にあつては、最高2期までとする。

第11条 役員に欠員を生じた場合、会長推薦により補充し、役員会の承認を得なければならない。その任期は次期役員改選時迄とする。

第12条 本会の役員にふさわしくない行為があつた場合、任期中であっても幹事会の議決によって会長が解任することができる。

第4章 会議

第13条 総会

- 1) 総会は、本会の最高議決機関である。必要に応じて会長が幹事会の承認を得て開催する。
- 2) 幹事会をもって総会に変えることができる。

第14条 幹事会

- 1) 幹事会は学年幹事で構成され、年1回以上開催する。
- 2) 年度決算、予算案・年度事業計画案等を審議し議決する。
- 3) 役員を選出する。
- 4) 本会発展のため、意見を述べるとともに会員の動静を報告する。

第15条 役員会

- 1) 役員会は第7条の役員で構成され、年2回以上開催する。
- 2) 年度決算・予算案、年度事業計画案等を作成する。
- 3) 会報・ホームページを作成・編集する。
- 4) 役員会は部会、特別部会を設置できる。

第16条 会計監査

1) 決算案は監事の監査を受け、幹事会に報告し議決を必要とする。

2) 予算案は事業計画案とともに幹事会の議決を必要とする。

第 17 条 各会議の議決はすべて出席者数の過半数をもって決するものとする。また、同数の場合は会長が決するものとする。

第 5 章 会 計

第 18 条 本会計は会費（入会金・年会費・卒業年度会費）及び維持会費・寄付金等をもって運営する。

(1) 入 会 金 1,000 円 …… 入学時納入

(2) 年 会 費 1,200 円 …… 在学時の 4 月に納入

(3) 卒業年度会費 3,500 円 …… 卒業時納入

第 19 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 章 雑 則

第 20 条 緊急を要する事項は会長が直ちに決することができ、後日、役員会に報告する。

第 21 条 慶弔規定は別途定める。

第 22 条 本会則の改正は、第 13 条に鑑み、総会もしくは幹事会の議決を必要とする。

附則 本会則は昭和 27 年 10 月 1 日より実施する。

附則 本会則は昭和 56 年 7 月より実施する。

附則 本会則は平成 23 年 7 月 10 日より実施する。

附則 本会則は平成 28 年 6 月 1 日より実施する。

2016/03/21

鹿 陵 会 組 織 図

